

感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための指針

リリー訪問看護ステーション

1. 感染対策に関する目的と基本的考え方

在宅は、病院のように他の患者がいない為、病原体の伝播するリスクは医療施設よりも低いといわれている。しかし、医療施設と比較して、医療行為やケアを行う人は限られており、家と言う密な環境で患者や患者家族とサービス提供者間の感染リスクは非常に高いと考える。職員一人一人の衛生管理の意識を高め、患者や家族、多職種への感染予防の指導も含め、職員への感染予防の啓発と迅速な対応に努める必要がある。患者の安全確保をすべての判断基準の起点とし、感染発生時には二次感染の広がりを最小限抑えるよう速やかな情報収集と的確な周知徹底を目的とし、感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための指針を制定する。

2. 委員会の設置

感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のために感染対策委員会を設置する。

【目的】

- 1, 訪問先での感染対策の方針や計画を立て実践を推進する。
- 2, 具体的対策を事業所全体に周知するための窓口になる。
- 3, 感染対策マニュアルを職員に対し遵守するよう指導する。
- 4, 感染症及び食中毒が発生した場合、患者や患者家族への説明、対応の役割を担う。

3. 感染対策委員会の開催

委員会は委員長が収集し、概ね 6 か月に 1 回の定例会議、感染症が発生した際の臨時会議を開催する。また Web 等を活用して行う場合がある。

4. 委員会の活動内容

- ・事業所内の具体的な感染対策を策定する
- ・指針・マニュアルの作成、見直しをする
- ・職員への研修などを企画・立案する
- ・感染症の発生時に委員会に報告し指示を受け、各事業所の職員に周知する
- ・事業所での感染対策の実施状況を把握する
- ・利用者・職員の健康管理の把握に努める
- ・その他必要な事項

5.職員研修に関する基本方針

研修の種類と内容は次のとおりとする。

- ・入職時及び定期的な研修（少なくとも年1回以上）の感染対策の基本知識研修（オンライン含む）
 - ・必要に応じて随時開催する研修や対応の周知および外部研修会への参加
- （1）職員研修は、感染症の予防及びまん延防止に関する基礎的内容等の基本的な考え方及び具体的対策について職員に周知徹底を図ることを目的とする。
 - （2）研修は少なくとも年1回以上実施する。また、新規採用者には採用時に別途研修を実施する。
 - （3）研修の実施については、研修実施記録を作成して保存する。
 - （4）感染症対策の基本的な考え方及び具体的対策について、全職員を対象として周知徹底を図ることを目的に実施する。
 - （5）研修の内容は、感染症対策の基本的内容等の確認・啓発や、指針に基づいた衛生管理の徹底や衛生的ケアの励行を行うものとする。

6.訓練に関する基本方針

訓練の実施

- ・平常時から実際に感染症が発生した場合を想定し、発生時の対応について訓練を実施する。
 - ・訓練においては感染症発生時に迅速に行動できるよう発生時の対応を定めた指針及び研修内容に基づき事業所内の役割分担の確認や感染対策をしたうえでのケアの演習などを実施する。
- （1）訓練は、感染症が発生した場合を想定し、役割分担の確認や感染対策を講じた状態での演習訓練を行う。
 - （2）全職員を対象として、少なくとも年1回以上実施する。
 - （3）訓練の実施については、研修報告書を作成して保存する。

7.平常時の対応

(1) 事業所内の衛生管理

- 1 感染症の予防及びまん延防止のため、事業所内の衛生保持に努める。
- 2 常に整理整頓を心掛け、換気、清掃、消毒を定期的実施し、清潔の保持に努める。

(2) 利用者の健康管理

- 1 既往歴やワクチン接種状況を把握する。
- 2 日常生活を観察し、体調の把握に努める。
- 3 体調、様子などを共有する方法を確認する。
- 4 利用者や利用者の家族に感染予防対策について教育、指導する。
- 5 利用者や利用者の家族の感染予防対策実施状況を把握して、不足している内容を支援する。

(3) 職員の健康管理

- 1 感染症の既往歴やワクチン接種状況を把握する。
- 2 体調把握に努め、体調不良時は管理者に報告する。
- 3 感染予防対策等の知識を評価し、不足している内容を教育、指導する。
- 4 業務中に感染した場合は、速やかに管理者へ報告する。
- 5 非常勤職員を含めたすべての職員が、年1回健康診断を受診する。
- 6 職員は可能な限り予防接種を受け、感染症への罹患を予防し、感染症の媒介者にならないように留意する。

8.感染症発生時の対応

感染対策マニュアルに沿って手洗いの徹底、個人防護具の使用など常に感染対策に努める。疾患及び病態に応じて感染経路別予防策（接触感染、飛沫感染、空気感染等）を追加して実施する。感染症法で報告が義務付けられている病気が特定された場合には、速やかに保健所に報告する。特定の感染症が集団発生した場合、保健所と連携を図り感染予防に努める。

(1) 発生状況の把握

- 1 感染者及び感染疑い者の状況を把握し、情報を共有する。
- 2 感染者及び感染疑い者の感染原因や感染ルート、行動の把握等必要な情報収集を行う。

(2) 感染拡大の防止

- 1 感染者及び感染疑い者の対処方法を確認し、周知、指導する。
- 2 感染者及び感染疑い者の支援方法を確認する。
- 3 感染状況を本人や家族へ説明し、感染対策（マスク着用、手指消毒、行動制限等）の協力を依頼する。
- 4 感染者及び感染疑い者と接触した関係者（職員、家族等）の体調を確認する。

5 ウイルスや細菌に効果的な消毒薬を選定し、消毒を行う。

(3) 関係機関との連携

1 医療機関との連携

- ・感染者及び感染疑い者の状態を報告し、対処方法を確認する。
- ・医療機関からの指示内容を関係各種のスタッフ間で共有する。

2 保健所との連携

- ・疾病の種類、状況により報告を検討する。
- ・感染者及び感染疑い者の状況を報告し、指示を確認する。
- ・保健所からの指示内容をスタッフ間で共有する。

3 行政関係機関との連携 ・報告の必要性について検討する

- ・感染者及び感染疑い者の状況を報告し、指示を確認する。

9.利用者及びその家族に対する当該指針の閲覧に関する基本方針

本指針は、利用者及び利用者家族等の求めに応じていつでも閲覧できるように事業所に備えておく。また、事業所のホームページにも掲載して閲覧できるようにする。

10.その他感染症対策推進のために必要な事項

感染症対策マニュアルは、最新の知見に対応するよう定期的な見直し・改定を行う。

この指針は、令和2年11月1日より適用する

R2.11.1 作成

R3.4.1 改訂

R6.6.1 改訂

R6.10.23 改訂